



## 公開性のある緑空間の創出支援事業

# 緑化助成のご案内

横浜市では、駅前や都心部などの多くの人が訪れる公開性のある民有地において、地面や屋上、壁面などに法令等で定める基準以上の緑化を行う市民・事業者に対し、その費用の一部の助成を行っています(市街化調整区域を除く)。



横浜みどりアップ 葉っぴー

## 助成額

対象経費の1/2

ただし、上限1,000万円

### 1. 助成対象

横浜市内の市街化区域において、地面・屋上・壁面などの緑化を行う市民・事業者

※ 助成の対象となる緑化内容については、裏面参照  
※ 法律等により緑化率の定めがある場合は、その基準を超えた部分の緑化が対象となります。

### 2. 助成対象経費

①	緑化に係る基盤整備及び灌水施設の工事費
②	緑化に係る基盤整備及び灌水施設に要する材料、土壌及び樹木等の購入費
③	樹木等の植栽費
④	緑化に係る荷揚費、運搬費、労務費、園路、ベンチ、植栽地の見切材や柵等、樹木保護蓋等の緑化関連施設の整備費及び壁面緑化を行うための誘引施設 ※助成対象経費①～③の合計の30%以内を上限



### 3. 申請期限

毎年1月31日まで

※年度内に当該助成事業による緑化整備を完了する必要があります。

【相談・お問合せ】

横浜市環境創造局みどりアップ推進課

電話：671-3447 FAX：224-6627

Mail:ks-ryoka@city.yokohama.jp



横浜みどりアップ計画

## 【助成の対象となる緑化内容】

緑化事業	対象場所	対象内容※2	緑化面積	助成額※4
地面緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の敷地、又は駐車場※1</li> <li>・ 私有地で多くの市民等が利用する駅前等の広場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中木2本以上の樹木緑化（必須）</li> <li>・ 樹木緑化</li> <li>・ 芝等緑化</li> <li>・ プランターのみによる緑化は対象外</li> </ul>	合計で50㎡以上※3	対象経費の1/2ただし、上限1,000万円  ・ 一敷地での助成は同一年度で1回  ・ 材料単価は建設物価（建設物価格調査会編）等を参考とし、審査します。  ・ 労務単価は公共工事設計労務単価表を準用し、審査します。
屋上緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の敷地※1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木緑化</li> <li>・ 芝等緑化</li> </ul>		
壁面緑化	（屋上緑化は利用を前提として公開性があり、安全に立ち入れること）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ツル性の木本の植物による緑化で、建築物外壁と一体的に整備されるもの</li> </ul> ※誘引資材等について規定あり		
フェンス・擁壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の敷地※1</li> <li>・ 私有地の建築物の敷地で道路等に面する場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フェンスや擁壁を主たる誘引資材として利用する緑化で、ツル性の木本の植物によるもの</li> </ul>		
道路等に面した緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私有地の建築物の敷地のうち、道路等に面する場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路等から奥行き3mまでで高低差が1m以内の敷地に整備されるもの</li> <li>・ プランターのみによる緑化は対象外</li> </ul>		

※1 誰もが自由に入れる敷地である必要があります。

※2 助成条件等の詳細については、ホームページに掲載している事業要綱をご確認ください。

※3 法律等により緑化率の定めがある場合は、その基準を超えた部分の緑化が対象となります。また、緑化施設の再整備も対象となりますが、新たに緑化面積が増えることが必要です。

※4 原則として、本事業で助成対象となる緑化は、他の助成等を受けていないことが条件となります。



詳しくは **公開性のある緑空間** で検索！

または右記QRコードから  
ホームページをご覧ください。

